



エスディー・ジーズ



第23回

沖縄県はSDGsを推進します!

環境保全型農業の拡大を目指して

県では、SDGs目標2「飢餓をゼロに」、12「つくる責任、つかう責任」、15「陸の豊かさも守ろう」の実現に向けて、環境保全型農業に関する認定・認証制度の運用や環境保全型農産物PR事業など、環境保全型農業の拡大に取り組んでいます。

環境保全型農業とは？

環境保全型農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されています。県では、環境保全型農業を通して沖縄の美しい自然環境を守ることが重要と考えられています。



認定・認証制度の詳細や申請について

環境保全型農業に関する認定・認証制度

県では、化学肥料や化学合成農薬を一般的な使用量と比べて一定以上低減した環境保全型農業や環境保全型農業により生産された農産物を認定・認証しています。

- **エコファーマー**
化学肥料・化学合成農薬を3割以上低減して栽培する計画について、県の認定を受けた農業者のことをいいます。
- **特別栽培農産物**
5割以上低減して生産された農産物を「特別栽培農産物」として県が認証します。
- **有機農産物(JAS)**
化学肥料や化学合成農薬を使用しない栽培について、第三者機関が検査し、認証する制度です。

これらの認定・認証を受けた農産物は、マークをつけて出荷・販売することができます。一般的な農産物と差別化して販売ができます。



エコファーマーマーク



特別栽培農産物 認証マーク



有機JASマーク

●各制度の認定・認証基準等

| | エコファーマー | 特別栽培農産物 | 有機農産物 (JAS) |
|---------------------|------------|------------------------------------|---------------------------|
| 化学肥料・化学合成農薬の慣行使用レベル | 30%以上低減 | 50%以上低減 | 100%低減 (使用ゼロ) |
| 認定機関 | 県 | 県など | 国から指定された認定機関 |
| 認定対象 | 農家を認定 | 農産物を認証 (未加工の野菜や果実、乾燥調製した穀類、豆類、茶など) | 農産物を認証 (飲食品、農産物、農産物加工など) |
| 有効期限 | 5年 (再認定あり) | 1年 (1度に限り更新あり) | 取り消しを 受けない限り (最低年1回の検査あり) |

環境保全型農業の拡大に向けて

県では、環境保全型農業の拡大に向けて、栽培技術の研究開発やマニュアルの作成、また、認定・認証制度のPRを行っています。県民の皆さまに環境保全型農業を広く知っていただき、環境保全型農業により生産された農産物の購入を通して、環境保全型農業に取り組む生産者へのご支援をお願いします。

問い合わせ

営農支援課 電話：098-866-2280 FAX：098-866-2309



ワクチン接種にご協力を!



ワクチンについて 知ろう!